

日本統計学会学会活動特別委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

- 第1条 この規則は、日本統計学会活動特別委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。
本委員会は、日本統計学会 委員会規程 第1条に基づく委員会である。

(目的)

- 第2条 本委員会は、学会活動を促進し、学会の発展に貢献することを目的とする。

(構成員)

- 第3条 本委員会は、代議員のうち約半数によって構成される。
- 2 代議員は、本委員会または学会組織特別委員会に必ず所属する。
 - 3 委員は、原則として各代議員の希望に基づいて構成するものとし、希望者数が極端に偏った場合には、会長が調整する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会には、委員長を代議員の中より1名置く。
- 2 委員長は委員の互選による。委員長の任期は2年とするが、再任を妨げない。

(経費)

- 第6条 委員会の運営に必要とされる一部経費の配分を受けることができる。配分された経費は委員長が管理する。

(報告義務)

- 第7条 委員長は、社員総会において、活動状況について報告する。

付則

1. 本規則は平成23年4月1日より施行する。